

平成 17 年 7 月 28 日

証券会員制法人 札幌証券取引所による  
パブリックコメント(意見提出手続)実施について

本所は、株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備を行います。

概要は次のとおりです。

「株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備について」(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 17 年 8 月 11 日(木)までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.tokeidai.co.jp/sse/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 17 年 8 月 11 日(木)

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X : 0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 17 年 8 月 11 日(木)以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備について

平成17年7月28日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>. 趣旨</p> <p>. 改正概要</p> <p>1 . 上場制度</p> <p>    ( 1 ) 上場審査基準関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成15年1月に施行された社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）により、社債等の権利の移転を、振替機関の口座振替によって行うことが可能となりました。</li> <li>• これを受けて、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）は、社振法に基づき、平成18年1月に社債等を対象とする振替制度（以下「一般債振替制度」という。）を開始する予定です。</li> <li>• これを踏まえ、本所は、上場債券の決済の安全性・効率性を確保し、市場の信頼性を高める観点から、上場対象とする債券（国債証券、外国債券、新株予約権付社債券等を除く。以下同じ。）の要件を、現行の本券に替え、今後主流となると考えられる保管振替機構が振替業の対象とする債券とすることとし、その旨を債券の上場審査基準に規定するなど、債券の上場・売買制度において所要の整備を行うこととします。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保管振替機構の取扱いの対象であることを上場の要件とします。</li> <li>• 上場申請時の本券の見本の提出を不要とし、本券に関する基準を廃止します。</li> <li>• 上場債券に係る各債券の金額（各債券の金額が複数ある場合にはその最低額。）は、10万円、100万円又は1，</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保管振替機構が、振替業の対象とする社債等の種類は、保管振替機構がその業務規程に定めるところによります。</li> <li>• 本所の指定清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）は、保管振替機構が振替業の対象とする社債等について、一般債振替制度を利用した決済制度への対応を予定しています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上場申請に係る債券の発行者は、当該債券が保管振替機構の取扱いの対象であることを証する書面を本所に提出することとします。</li> </ul>

(2) 上場廃止基準関係

(3) その他

## 2. 売買制度

(1) 売買単位

(2) 決済日

(3) 決済方法

000万円のいずれか一の金額であることとします。

- ・ 保管振替機構の取扱いの対象とならないこととなった債券は、上場廃止とします。

- ・ その他、市場環境の変化に合わせ、以下の基準の整備を行います。

- 国内債券について、同一発行者に係る上場銘柄数に関する制限を廃止します。

- 上場審査基準における発行後経過年数に関する基準を廃止します。

- 未償還額面総額が上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合に上場廃止にするという基準を廃止します。

- 最終償還期限が到来する債券の上場廃止日は、最終償還日から起算して5日前の日(休業日を除外する。)とします。

- ・ 各債券の金額(各債券の金額が複数ある場合にはその最低額。)とします。

- ・ 債券の売買の決済は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下同じ。)の日に行うものとします。ただし、売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払いが行われるときは当該利子の支払いが行われる日。以下同じ。)の前日(銀行休業日を除外する。)に当たる場合は、利払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に決済を行います。

- ・ 会員と顧客の間の決済は、社振法に基づく顧客口座又は保管振替機構における口座の振替により行います。

- ・ 現行は、原則として1発行体1銘柄しか上場を認めておりません。

- ・ 現行は、発行後経過年数3年以内であることが上場の要件となっています。

- ・ 現行は、残存年数が1年未満となったところで上場廃止としています。

- ・ 保管振替機構において、利払期日の前日は、振替が停止されることとなります。

- ・ 経過利子の計算は、現行どおりとします。

- ・ 清算参加者とクリアリング機構の間の決済方法については、クリアリング機構の制度要綱を御参照ください。

<p>・ 実施時期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度の施行日は、保管振替機構における一般債振替制度の開始と同時期とします。</li> <li>・ 本制度の施行日現在に本所に上場されている債券の売買は、保管振替機構が当該債券を振替業の対象として取扱いを開始するまで、なお従前の方法によることとし、当該債券が、平成19年3月末日までに、保管振替機構が振替業の対象として取り扱う債券とならない場合には、平成19年4月末日をもって上場廃止とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管振替機構における一般債制度の開始は、平成18年1月10日が予定されています。</li> <li>・ 左記の債券に係る会員と顧客との間の決済物件の受渡しについては、保管振替機構が振替業の対象として取扱いを開始するまでは、現行どおりの決済方法とし、保管振替機構における取扱い開始後は、 . 2 . ( 3 ) の方法による決済とします。</li> </ul>
----------------	---	--

以 上